

仕 様 書

1 業務の名称

環状2号線周辺・虎ノ門地区駐車場地域ルール策定支援等業務

2 業務の履行場所

東京都港区内

3 業務の目的

環状2号線周辺・虎ノ門地区（以下「本地区」という。）では、「港区低炭素まちづくり計画（平成27年10月）」において、駐車機能集約区域の設定や集約駐車施設の位置、規模を定め同計画に位置付けることにより、駐車施設の集約化を推進する地区と定められている。適正な駐車施設の規模と配置を実現するため、本地区において実態調査を実施し、併せて東京都駐車場条例の所管部署である東京都建築企画課をはじめとした関係行政、学識者等から成る「港区駐車場地域ルール策定協議会」の中で合意形成を図りながらルール策定を検討する。

4 業務内容

（1）地域ルール策定に向けた協議会運営等の支援

- ① 地域ルール策定協議会の運営支援（4回程度を想定）
- ② 低炭素まちづくり計画による地域ルール策定方法の検討
- ③ 関係機関協議・調整の支援

（2）駐車状況実態調査の実施

- ① 荷捌き状況調査
- ② 駐車場利用者及び路上駐車運転者に対する目的地調査

（3）地域ルールの検討・策定支援

- ① 一般車の集約化方針の検討
- ② 低炭素まちづくり計画における位置づけ検討
- ③ 一般車の集約化ルールの検討

5 本業務に必要な業務量（人・日）については、別紙を参考とする。

6 実施期間 契約締結の翌日から平成30年3月30日（金）まで

7 成果品

報告書（A4版） 製本5部 及び電子データ一式（CD-R等）

※グリーン購入法に基づく基本方針の判断の基準を満たしていること

8 提出先

独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部
都心業務部 虎ノ門エリア計画第2課

9 留意事項

上記4（1）において実施する従後資産評価については、不動産鑑定士の資格を有する者が検討を行うものとする。なお、不動産鑑定業者への再委託を可能とする。

10 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- （1） 工事（業務）の施工（履行）に際して、暴力団員等による不当要求又は工事（業務）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- （2） （1）により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合に、速やかにその内容を記載した文書により発注者に報告すること。
- （3） 暴力団員等による不当介入をうけたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

11 その他

- （1） 本業務は、本仕様書に定めるほか、当機構担当者と十分協議しながら作業を行うこと。また、当機構担当者の指示に従い、業務を進めること。本業務における業務内容及び業務で知り得た情報等は第三者に遺漏のないよう留意すること。
- （2） 本業務は、所定の成果物を提出し、検査に合格したときをもって完了とするが、検査後においても欠落物件、また誤り等が発見された場合は、無償にて速やかに補足、修正を行うものとする。
- （3） 本業務により作成された図書図版等の一切についての著作権等が生じるときは、その権利をすべて発注者に帰属するものとする。

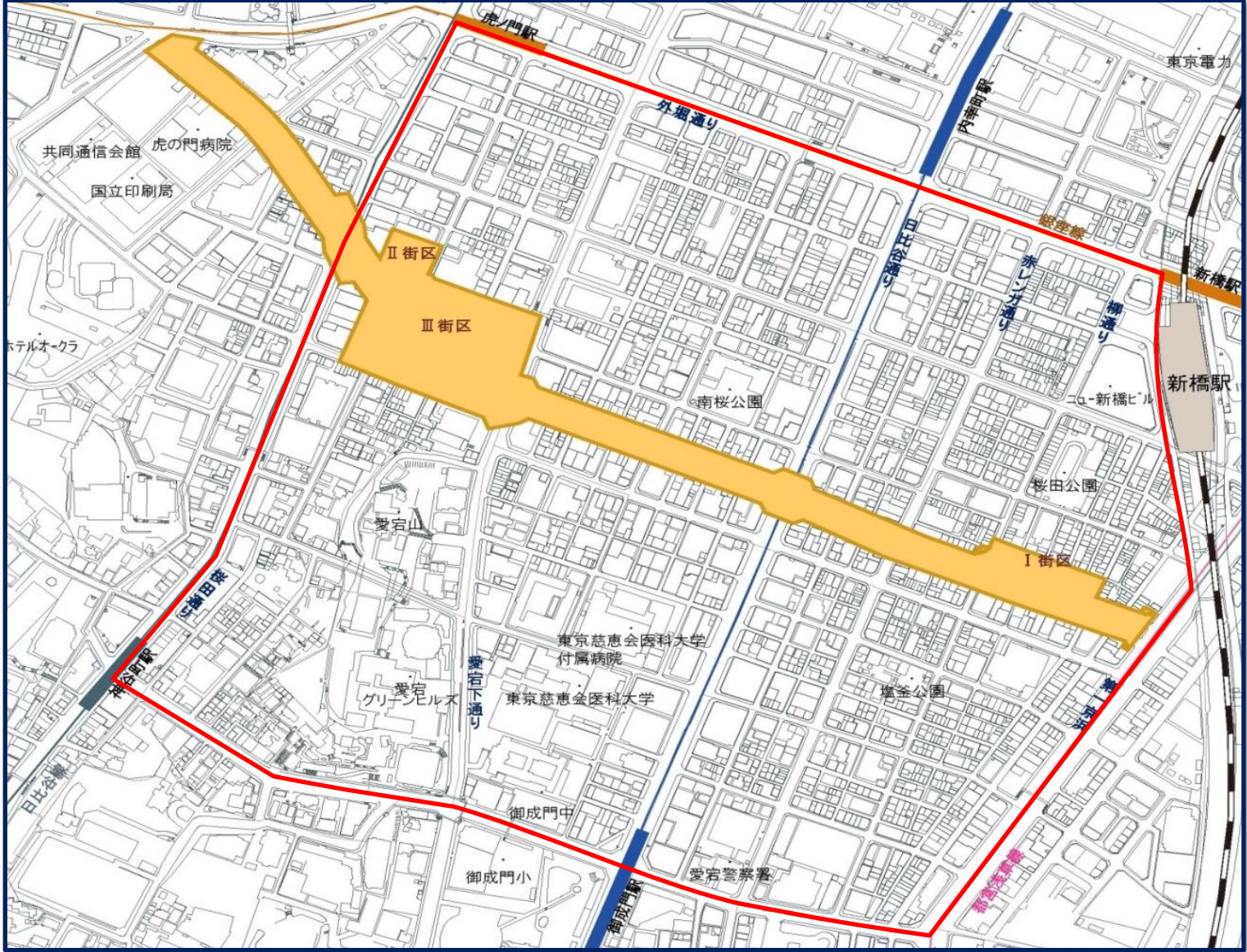
以 上

調査・検討業務等の業務量

〔環状2号線周辺・虎ノ門地区駐車場地域ルール策定支援等業務〕

業務項目	業務量 (人・日)	備考
(1) 地域ルール策定に向けた協議会運営等の支援	21人・日	
(2) 駐車状況実態調査の実施	70人・日	
(3) 地域ルールの検討・策定支援	35人・日	

環状2号線周辺・虎ノ門地区 区域図



調査・検討業務等の積算基準について

1 業務費用の算定

$$\begin{aligned} \text{業務費用} &= \text{業務価格} + \text{消費税相当額} \\ \text{業務価格} &= \text{直接人件費} + \text{直接経費} + \text{諸経費} \\ \text{消費税相当額} &= \text{業務価格} \times \text{消費税率} \end{aligned}$$

2 直接人件費の算定根拠

仕様書 別紙に記載の業務量（人・日）に基づき、直接人件費を計上すること。

3 経費の積算について

(1) 直接経費

業務上必要な事務用品費、旅費交通費、その他直接経費の実費を計上すること。

(2) 諸経費の積算

$$\text{諸経費} = \text{直接人件費} \times \text{諸経费率} (110/100)$$

以上